

第21条 定款の変更は、代表社員が決定する。

(最初の事業年度)

第22条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成21年9月30日までとする。

(代表社員)

第23条 当会社の代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

(定款に定めのない事項)

第24条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上合同会社ひとりのできるもの設立に際して、有限責任社員 福山雅治外2名の定款作成代理人である行政書士和田善行は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成20年8月24日

有限責任社員	福山雅治
有限責任社員	篠田浩二
有限責任社員	谷村新司

上記有限責任社員3名の電子定款作成代理人

行政書士 和田善行

(登録番号 第79081477)